

令和2年度 鈴鹿市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年6月

障がいのある人が、「自立」した生活を送るうえにおいて、就労(働くこと)により経済的な生活基盤を確立することは重要な要素となります。

そのためには、組織として、障がい者雇用を促進することに加え、障がい者が就労する福祉事業所等での仕事の確保をとおした取組が求められています。

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「障害者優先調達推進法」という。)」が施行され、地方公共団体等においては、障害者就労施設等から物品・役務(以下、「物品等」という。)の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務づけられました。

鈴鹿市(以下、「市」という。)では、障がい者の就労を促進する雇用の取組を進めるほか、障害者優先調達推進法の規定を踏まえ、市における障害者就労施設等への優先的な調達を一層推進するため、継続して本方針を定め、障がい者が「自信、やりがい」と「責任」を感じて働くことのできる「人や社会とつながる」ことの実現をめざします。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、市内の障害者就労施設等においても受注が減少していることから、障がい者の就労活動が大変厳しい状況となっています。今後も厳しい状況が継続することが考えられることから、市としては、更に、優先調達の受注拡大に努め、障がい者就労の支援を行っていきます。

1 基本的な考え方

(1) 障害者就労施設等への発注拡大

市が物品等を調達する際(障害者就労施設等への発注)は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第3号、並びに鈴鹿市契約規則第20条の3の規定(随意契約の手続)に基づく随意契約の活用などにより、障害者就労施設等への発注の拡大に努めるものとします。

なお、発注に際しては、予算の適正な使用に留意するとともに、公正性・透明性のあるものとします。

(2) 障害者就労施設等における受注体制の向上支援

障がい者の就労を促進するためには、障害者就労施設等が発注者のニーズ(品質、コスト、納期など)に即した物品等を提供できるよう、技術力と供給力を組織として高めることも重要です。物品等の質の向上や情報発信など、受注拡大をめざした障害者就労施設等の取組を支援します。

2 実施機関

市の全機関(市長部局、上下水道局、教育委員会事務局、市立学校、消防本部、議会事務局及び各種委員会事務局。以下、「各部局等」という。)において、本方針に基づく優先調達を実施します。

3 対象とする施設等

- (1) 障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する施設等)
- (2) 社会的事業所(三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所)

4 対象物品等と調達目標

令和2年度の対象物品等と調達目標は次のとおりとします。

種別	調達品目等	調達目標額
物品	① 印刷(ポスター, チラシ, 冊子, 名刺等) ② 事務用品(事務用具, 封筒等) ③ 食料品・飲料(パン・弁当・野菜等) ④ 小物雑貨(各種記念品, 防災用品等) ⑤ その他の物品	300万円以上
役務 (サービス)	⑥ 清掃・施設管理(清掃, 除草等) ⑦ 情報処理・テープ起こし ⑧ その他のサービス・役務(仕分け, 梱包, 印刷物折り, 資源回収等)	1,500万円以上
合 計		1,800万円以上

5 具体的な取組事項

(1) 年間見込みに基づく計画的な調達

各部局等においては、公正性・競争性の確保に努めることを原則としながら、障害者就労施設等の特性に配慮した納期設定や、規格や仕様に関する事項について丁寧に説明するなどの配慮を行い、年間の見込みを立てて、計画的に調達を行います。

(2) 随意契約の活用

障害者就労施設等からの見積書徴取による随意契約を活用し、多様な分野における優先的な調達を一層推進します。

(3) 受注体制の向上支援

受注体制のレベルアップに取り組む障害者就労施設等やその要望に対して、専門家派遣による技術的・経営的な助言・指導などを実施し、物品等の質の向上や、円滑な受注業務の遂行を支援します。

(4) 「共同受注窓口」の活用

発注する際の窓口の一形態として、「共同受注窓口」を活用し、受注業務を対応可能な障害者就労施設等に分配するとともに、複数の施設の連携した取組にも配慮した体制を築きます。

(5) 関係機関との連携

三重県や地域自立支援協議会などの関係機関と連携し、地域性や各施設の個別課題を踏まえた、受・発注者間のマッチングに取り組むことにより、調達の拡大を図ります。

(6) 社会的事業所からの優先調達

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」新しい職場形態である社会的事業所からの優先調達に取り組みます。

(7) 職員の私的購入等の促進

法の趣旨を理解し、職員個人や親睦会等においても、率先して障害者就労施設等からの物品の購入等の促進に努めます。

(8) 物品等情報の公表・活用

障害者就労施設等が公表する物品等に関する情報を積極的に活用するとともに、市においても障害者就労施設等が取り扱う物品等の一覧情報を整理し、ホームページ等で公表します。

(9) 実績の公表及び方針の見直し

毎年度、調達実績を公表するとともに、調達実績や受注体制の状況などを勘案して本方針の見直しを行います。